

木造戸建住宅の耐震診断・改修の助成制度

耐震改修を推進するため、耐震診断と耐震改修費用の一部を助成します。

●市職員の無料耐震診断

一般診断法を用いて図面のみで診断します。

※正式な診断を行い、証明するものではありません

- 対象**
- ・戸建て住宅
 - ・自己の居住の用に供するもの
 - ・S56/5/31以前に建築または着工され、原則としてS56/6/1以降に増築していないもの
 - ・在来軸組工法のもの
 - ・地上階数が2以下のもので地階を有しないもの

申込方法 耐震診断申請書に必要書類を添付し提出

申込・問合せ 建築住宅課 ☎72・3141

●耐震診断費補助金

木造住宅の耐震診断を行う市民に対して、費用の一部を助成します。

- 補助額** 診断費用の3分の2以内(上限8万9千円)
- 対象** 在来軸組工法のもの、地上階数が2以下のもので地階を有しないものなど、条件があるので詳細はお問い合わせください

申込期限 9/30(水) ※予算額に達し次第終了

申込・問合せ 建築住宅課 ☎72・3141

●耐震改修費等補助金

木造住宅の耐震改修などを行う市民に対し、費用の一部を助成します。

補助額 耐震改修費などにかかった費用の23%以内(上限116万円)

対象 耐震診断技術者が行った耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断されたものなど、条件があるので詳細はお問い合わせください

申込期限 9/30(水) ※予算額に達し次第終了

申込・問合せ 建築住宅課 ☎72・3141

石狩市耐震改修促進計画

耐震化率の目標値として、S56/5/31以前に建築または着工された住宅を「95%」に、多数の方が利用する建築物を「おおむね解消」としています。



空家などの適正管理を

空家などが原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者が責任を問われることがありますので、適切な管理をお願いします。

●危険空家除却費補助金

市が危険な空家と確認した物件を、特定空家として勧告を受ける前に自発的に除却する所有者などに対して、費用の一部を助成します。

- 補助額** 除却費用の2分の1以内(上限50万円)
- 対象** 市が「石狩市特定空家等の認定基準」に基づき、特定空家等に相当する状態である危険な空家と確認した建物

対象者 建物の所有者や相続人など

申込方法 工事請負契約締結前に建築物調査申請書に必要書類を添付し提出

申込期限 10/30(金) ※予算額に達し次第終了

申込・問合せ 建築住宅課 ☎72・3141

土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転に係る助成制度

土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅に居住する所有者に対して、除却費用と移転費用の一部を補助します。

●土砂災害等危険住宅移転事業補助金

補助額 ・除却費用(上限97万5千円)
・移転先の建設または購入費にかかる借入金の利子相当額(上限415万円)

対象 土砂災害特別警戒区域内にある建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していない既存不適格住宅

対象者 土砂災害特別警戒区域に指定された日以前から居住する既存不適格住宅の個人所有者

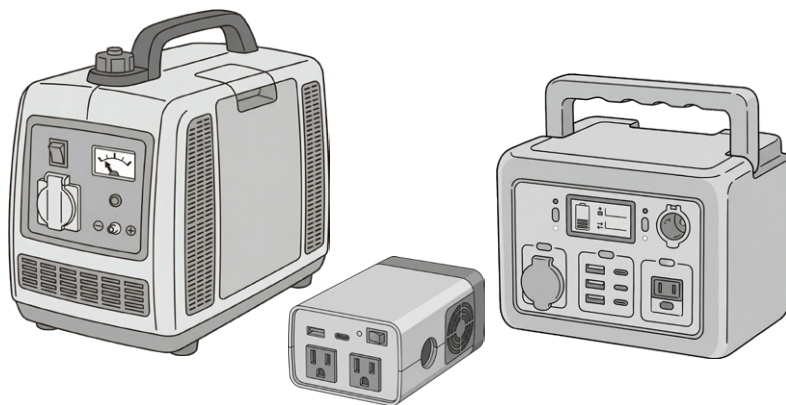
申込期限 9/30(水)

申込・問合せ 建築住宅課 ☎72・3141

災害時の停電に備えて 日常生活用具に 非常用電源装置を追加しました

日常的に人工呼吸器などの電気式医療機器を使用している方を対象に、災害による停電時でも安心して生活できるよう、ポータブル電源などを「日常生活用具」の給付項目に追加しました。

必ず「購入前」に申請してください。
購入後に申請した場合は給付の対象外となります。



対象

次の①～③を全て満たす方

- ①在宅で生活している方(入所・入院している方は対象外)
- ②身体障害者手帳をお持ちの方、または障害者総合支援法の対象となる難病の方
- ③人工呼吸器、酸素濃縮器、ネブライザー、電気式たん吸引器、透析液加温器、パルスオキシメーターなど、日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用している方

対象となる用具(種目)

- 正弦波インバーター発電機
 - ポータブル電源(蓄電池など)
 - カーインバーター
- ※基準額の範囲内であれば、複数の用具を同時に申請することも可

給付の基準額(上限)

12万円 ※12万円を超えた分の費用は自己負担

※課税世帯: 給付に要する費用の1割負担(負担する額の月額上限は37,200円)

※非課税世帯: 自己負担なし

申請に必要なもの

申請書、身体障害者手帳や対象の難病に罹患していることが分かる書類、機器を使用していることが分かる書類(医師の意見書など)、市指定業者の見積書などが必要です。

状況によって必要な書類が異なりますので、購入前にご相談ください。

申請・問合せ

障がい福祉課 ☎72・3194 FAX 75・2270

✉syougais@city.ishikari.hokkaido.jp